

第二種奨学金貸与月額変更願(届)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり変更をお願いします。

提出日				西暦			年	月	日
学籍番号									
生年月日				西暦			年	月	日 (満 歳)
大学 (院)		学部		学科 (科)		年次		フリガナ	
短期大学								氏 名	
学校		課程		研究科		学年		(自署)	
								印	

異動種別 (該当を○で囲む)	
増 額	減 額

奨 学 生 番 号									
8	0		0						

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

■ 月額変更

希望する増額・減額始期	西暦	2	0			年			月	から	「希望する増額・減額始期」については、増額の場合は 本願(届)を提出した月以降 を、減額の場合は本願(届)を学校へ提出した月の属する年度の 4月 (当該年度採用者で貸与開始月が5月以降の場合は、貸与開始月) 以降 で本人が希望する月(※)を記入してください。 ※ 年度内精算が可能な範囲内に限る。				
従 前 の 奨 学 金 月 額			0	0	0	0	円	希 望 す る 奨 学 金 月 額			0	0	0	0	円
変 更 す る 理 由															

(注)①採用年度及び在学する課程により変更可能な月額が異なるため、裏面「■ 第二種奨学金の変更可能月額一覧表」を参照してください。

②平成19年以前採用者が平成20年度に新たに設けられた月額に変更を希望する場合は、奨学生番号が新たに付与されるため、**新しい奨学生番号用の「個人情報情報の取扱いに関する同意書」をホチキス留めをしてください。**

■ 利率の算定方法(平成18年度以前採用者のみ選択)

☐ 利率固定方式	☐ 利率見直し方式
---------------------------------	----------------------------------

平成18年度以前採用者で、裏面「■ 第二種奨学金の変更可能月額一覧表」の網掛けの月額に変更を希望する者は、**必ず希望する利率の算定方法にチェック**してください。選択した利率の算定方法は、上記「希望する始期」以降の貸与分に適用されます。それぞれの利率の算定方法については裏面「■ 利率の算定方法」を参照願います。なお、平成19年度以降採用者については、選択しても変更にはなりません。

■ 保証制度(増額の場合のみ記入)

(注)①現在選択している保証制度にチェックしてください。

- ②人的保証の場合は、連帯保証人の自署と実印での押印が必要です。
- ③機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。
- ④減額の場合は記入不要です。記入がある場合も使用いたしません。
- ⑤機構届出の連帯保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願(届)提出前に「『確認書』連帯保証人変更・転居届」を提出してください。

☐ 人 的 保 証 (右欄を記入)	私は、奨学金の月額変更に伴い、貸与総額が変更となること(及び奨学生が平成18年度以前採用者で裏面の網掛けの月額に変更する場合は、第二種奨学金に係る利率の算定方法が変更となること)について理解したうえで、上記の者が月額変更することを承諾します。 機構届出の連帯保証人 氏 名 実
☐ 機 関 保 証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親 権 者 又 は 後 見 人	住 所 (親権者・後見人)	電話番号
	氏 名 (自署)	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
	住 所 (親権者)	電話番号
	氏 名 (自署)	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 年 月 日

学 校 名 京都大学学務部学生課長
学 校 長 (関係部課長)

職印

電話番号 (担当者名)

075 - 753 - 2535

()

学 校 番 号

区分

1 0 6 0 0 2

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(14.4)

異動・補導係 郵送必要 入力不可

第二種奨学金の変更可能月額一覧表

①平成19年度以前採用者の場合
(大学院以外)

貸 与 月 額	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円
---------	---------	---------	---------	----------	----------

私立大学の医・歯学課程及び薬学・獣医学課程の場合は、下記貸与月額への変更も可能

私立大学増額貸与 医・歯学課程	140,000円	平成19年度までの貸与月額最高額（100,000円）＋増額（40,000円）
	160,000円	平成20年度新設の貸与月額最高額（120,000円）＋増額（40,000円）
私立大学増額貸与 薬学・獣医学課程	120,000円	平成19年度までの貸与月額最高額（100,000円）＋増額（20,000円）
	140,000円	平成20年度新設の貸与月額最高額（120,000円）＋増額（20,000円）

(大学院)

貸 与 月 額	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円
---------	---------	---------	----------	----------	----------

法科大学院の場合は、下記貸与月額への変更も可能

法 科 大 学 院 増 額 貸 与	170,000円	平成19年度までの貸与月額最高額（130,000円）＋増額（40,000円）
	190,000円	平成20年度新設の貸与月額最高額（150,000円）＋増額（40,000円）
	200,000円	平成19年度までの貸与月額最高額（130,000円）＋増額（70,000円）
	220,000円	平成20年度新設の貸与月額最高額（150,000円）＋増額（70,000円）

②平成20年度以降採用者の場合
(大学院以外)

貸 与 月 額	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円
---------	---------	---------	---------	----------	----------

私立大学の医・歯学課程及び薬学・獣医学課程の場合は、下記貸与月額への変更も可能

私立大学増額貸与 医・歯学課程	160,000円	貸与月額最高額（120,000円）＋増額（40,000円）
私立大学増額貸与 薬学・獣医学課程	140,000円	貸与月額最高額（120,000円）＋増額（20,000円）

(大学院)

貸 与 月 額	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円
---------	---------	---------	----------	----------	----------

法科大学院の場合は、下記貸与月額への変更も可能

法 科 大 学 院 増 額 貸 与	190,000円	貸与月額最高額（150,000円）＋増額（40,000円）
	220,000円	貸与月額最高額（150,000円）＋増額（70,000円）

利率の算定方法

平成19年度以降、第二種奨学金の貸与を受ける者の利便性をさらに高めるため、第二種奨学金の利率の算定方法として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、いずれか一方を選択する利率算定方法選択制が導入されました。

●「利率固定方式」と「利率見直し方式」について（①②よりいずれか一方を選択します。）

〔①「利率固定方式」〕 貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という。）の利率が返還完了まで適用されます。 （貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という。）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。） 将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。
〔②「利率見直し方式」〕 貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中の概ね5年ごと（減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く。）に各時点の財投の利率が適用されます。（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。） 将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。 一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

(参考) 年利率

- 貸与月額（基本月額）……………上限3.0%（利率は変更されることがあります。）
- 貸与月額を超える増額部分
採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第6条第2項により定められます。業務方法書は採用時に交付の「奨学生のしおり」に記載されています。
また、平成25年12月27日付で変更された最新版については、本機構ホームページより閲覧できます。
<http://www.jasso.go.jp/jigyokeikaku/documents/gyoumuhousyo.pdf>